

令和7年度

町政執行方針



幌延町

令和7年度 町政執行方針目次

□ はじめに	1
□ まちづくりの基本姿勢	2
□ 予算編成	3
□ 主要施策	4
1 持続可能なまちづくりを進める	4
2 活力と賑わいを創る	7
3 健やかな暮らしを共に支える	12
4 生きる力と文化を育む	17
5 豊かな自然と安全を守る	18
□ むすび	22

□ はじめに

令和7年第2回幌延町議会定例会の開会にあたり、令和7年度の町政執行に臨む基本方針と施策の一端を申し上げます。

はじめに、本年1月、第217回国会において石破内閣総理大臣が行った施政方針演説では、人材希少社会を踏まえ、人中心の国づくりを進め、人を財産として尊重する「人財尊重社会」と、すべての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し自己実現を図っていける「楽しい日本」を掲げ、目指す国家像として、危機管理を確立し賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現するとともに、人財尊重を基軸として楽しさを実現できる、バランスの取れた国づくりを進める決意を示しました。

そして、「地方創生 2.0」を国づくりの核心として位置付け、「令和の日本列島改造」として、「若者や女性にも選ばれる地方」、「地方イノベーション創生構想」、「新時代のインフラ整備」、「広域リージョン連携」など、ソフト重視の施策を推進し、「多極分散型の多様な経済社会を構築していく」との方針を表明しました。

確かに我が国の生産年齢人口が減少を続けるなかで、人口増加期に作りあげられた社会経済システムを同じように継続していくには限界があり、これからは人口減少を前提とした持続可能なシステムへと転換していく方向性には共感せざるを得ず、本町もそうした現実を直視し対応していく必要があると感じていますが、一方で、「地方創生 2.0」が推進しようとしている関係人口に着目した取組や、若者・女性の力を引き出す取組、AI・デジタルの活用、農林水産業の高付加価値化など、地域が活力を取り戻す可能性や領域がまだあるのではとの希望もあります。

こうした状況を鑑みると、これまで町が推進してきた取組や施策・制度等を検証し再構築を図る時期にきているのだと考えます。

□ まちづくりの基本姿勢

次に、「まちづくりの基本姿勢」について申し上げます。

私は、まちに住み、生活し、働き、学び、活動する人々が、安心して暮らし、活動し続けられる幌延町を目指し、産業を守り、住民の暮らし向きを良くして、地域の持続可能性を高められるよう、まちづくりに取り組みます。

「はじめに」の部分でも触れましたが、人口減少社会・人材希少社会は本町においても同様であり、幼年人口や生産年齢人口の減少はとても厳しい現実となっています。しかし、それを悲観的に捉えず、その現実にしっかり向き合い適応させながら、柔軟かつ前向きにまちづくりを進めていくことが大切だと考えます。

これまでマンパワーによって担われてきた仕事や仕組みについては、一部では担い手不足等によって成立が厳しい状況のものがあります。今後は AI 活用やデジタル化など省力化によって維持継続を図っていくか、あるいは従来の社会システムや制度等の維持に固執することなく、住民の暮らしや産業を支えるための基盤は守りつつ、現実の利活用状況や必要性、費用対効果、人員体制などについて持続可能性の観点から検証しながら、限られた人や予算、時間などの経営資源を、必要性が高く効果の期待が持てる領域や分野に転換又は活用を図ることを選択肢の一つとして加え、検討することが必要となってきます。

そのためには、町を取り巻く状況の変化や現状等について冷静に分析した上で、住民の皆様と情報共有し相互理解を深めながら方向性を見出していきたいと考えています。

「このまちに生きることに誇りと喜びをもって未来へつなぐ、協働のまち、活力あるまち、笑顔あふれるまち、いきがいと希望に満ちたまち、人に優しいまちづくりを進める」とした幌延町民憲章の理念に立って、住民の皆様と行政との協働・総動により進めていきますので、小規模自治体における今後のまちづくりについて、これまで以上に皆様のお力添えと積極的な参画を賜りますようお願いいたします。

□ 予算編成

次に、予算編成について申し上げます。

令和7年度の予算は、住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の長寿命化を進めるとともに、併せて町財政の健全性を考慮しつつ、「人」、「しごと」、「まち」づくりを推進すべく編成を行いました。

とりわけ、第6次幌延町総合計画の重点戦略に掲げる各種施策については、産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成など、人口減少の緩和と活力ある地方創りに直結する取組であることから、財源の重点配分を行い、事業費でおよそ4億4千8百万円の予算を計上しています。

継続事業は事務事業評価による事業の点検と見直しを行い、消費的経費は暮らしの安心安全や、生活・子育て・教育環境及び産業の維持安定に配意しました。また、投資的経費は、産業振興と社会資本の長寿命化に配意し、今後整備を予定している義務教育学校や多世代交流施設については、事業実施前の計画段階において、より多角的な調査検討を実施しながら精査していくこととし予算編成を行いました。

なお、令和7年度に実施を計画している事業のうち、制度設計や事業計画などの策定に時間を要するものについては、今後の補正予算により対応したいと考えています。

以上の結果、令和7年度の当初予算は、

一般会計	6,691,000千円
公営事業会計	1,054,227千円
公営企業会計	781,139千円
合計	8,526,366千円

となりました。

注釈：公営事業会計（国保・診療所・後期高齢・介護保険）

公営企業会計（簡易水道・下水道）

□ 主要施策

次に、第6次幌延町総合計画の体系に基づく、五つのまちづくり施策大綱に沿って、今年度の主な施策を申し上げます。

1 持続可能なまちづくりを進める(地域づくり・行財政運営)

はじめに、「持続可能なまちづくりを進める」について申し上げます。

<協働のまちづくりの推進>

近年、少子高齢化や転出による人口減少に加え、情報端末等を日常生活に活用する超スマート社会、持続可能な開発目標であるSDGsの推進など、社会を取り巻く環境や個人の生活スタイルは年々多様化しており、その社会変化のスピードが加速しています。

社会生活の多様化が進む中で、魅力と活力にあふれたまちを形成するには、地域の身近な課題について対話と情報共有を重ね、それぞれが自助・共助・公助といった役割を認識しながら取り組むことが大切です。

住民の声を把握し町政に反映させるため、町政懇談会や各種会合などの様々な場面において広く御意見をお伺いするとともに、広報誌やホームページ等を活用して、わかりやすい情報の発信に努めます。また、施策の推進にあたっては住民参加の機会づくりに努め、地域課題を共有しながら検討を進めていきます。

まちの交流拠点整備に対する取り組みについては、住民が憩い、集えるなど、生活の質を高める多世代交流の場の整備に向け、昨年12月に策定した「幌延町交流拠点基本構想」に基づき、基本計画と基本設計を行います。

住民主体の自主的かつ主体的な活動を「協働のまちづくり活動支援事業」とおして支援し、協働のまちづくりを促進します。

これまで行政による団体自治と、住民による自治活動で運営されてきた地域維持に必要な地域活動は、行政事務の複雑多様化による事務量の増加と人員不足による行政サービスの低下、また、人口減少、少子高齢化、小家族化の進行による集落自治の担い手の減少や負担増など、住民

と行政双方の体力低下が顕著に現れつつあり、公共的活動の空白化が進行しています。

そのため、町では地域集落の課題把握や分析、住民懇談会をとおして、地域の未来像やあるべき姿を「地域づくりビジョン」としてまとめ、地域課題解決を担う住民主体の地域運営組織の形成を目指してきました。

令和6年度に問寒別地区において、特定非営利活動法人(NPO法人)として地域運営組織が設立されるに至り、現在、地域に必要とされる機能を提供する拠点としての役割を果たすため、組織体制を徐々に整えつつ、取組可能な分野から暮らしに必要なサービス提供が開始されました。

また、これまで組織の運営や活動状況に伴走しつつ、行政的支援の方策について検討を進めた結果、今議会におきまして、幌延町まちづくり基本条例第10条に基づく新条例として、地域運営組織の位置づけや役割、支援の仕組み等を定めた「幌延町地域運営組織に関する条例」案を提案予定であり、関連する規則等の制定と併せ、これにより全町的に地域運営組織による地域づくりの基盤を整備し、地域、住民、行政の総働体制での持続可能な協働のまちづくりに向けた取組を前進させていきます。

＜移住・定住の促進＞

田園回帰の活発化や ICT(情報通信技術)を活用した「ワーケーション」・「ワークスティ」といった新しい生活スタイルを実現する場として、農山村及び過疎地域への関心が高まっています。このような社会環境の変化へ対応すべく、本町がその場として選ばれるよう、引き続き移住情報PR支援センター「ホロカル」を拠点に、暮らしや就労など移住に関連する支援制度やまちの魅力等について総合的な情報発信を行うとともに、ふるさと納税制度や特産品開発販売等を通じて関係人口及び交流人口の増加に努めます。

町内における住宅資源の利活用を促進するため、「幌延町空家等対策計画」に基づき、状況に応じたきめ細かな空家等対策を実施するとともに、遊休資産所有者や住民に対し「空き家・空き地バンク」への登録や活用を呼びかけ、町内における空き家及び空き地に係る需給マッチングを進めます。また、「民営賃貸住宅建設促進助成事業」及び「定住促進持家住宅

建設等奨励事業」の制度を延長し、賃貸住宅や持家住宅の取得整備等を支援して更なる定住を促進するほか、喫緊の課題である問寒別地区の住宅不足を早期に解消するため、地域おこし協力隊員用及び体験入居用として、移住促進住宅を新たに整備します。

〈効率的・効果的な行財政運営〉

社会情勢が大きく変化し地方分権が進展する中、複雑・多様化するニーズや地域課題に対し、柔軟で効率的な行政運営と質の高い行政サービスを目指し、昨年度に引き続き第6次幌延町総合計画後期基本計画及び第3期幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めるとともに、デジタル化や特定の事務の郵便局への事務委託により、住民サービスの向上と事務の効率化を図ります。

子育てや介護に関する申請など、様々な行政手続きのワンストップ化や各種証明書のコンビニ交付等、利便性を高める取組を推進するため、マイナンバーカードの普及に努めます。

また、昨年度から3ヵ年計画での実施を予定する「地図情報更新事業」を着実に進め、地図情報システムに搭載した町内基礎地図情報の更新、関連地図情報及び新規情報の整備を図ります。

持続可能な行政運営を進めるために、「人材育成・確保基本方針」を策定し、職員の育成・確保等を総合的・計画的に推進していきます。また、住民に分かりやすい財政情報をお知らせすることはもとより、有効な財源の確保や適正な基金管理・町債管理を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」等に基づく中長期的な視点による健全かつ効率的な財政運営に努めます。

また、宗谷圏域や西天北地域における地域課題の一体的・総合的な解決と、圏域全体の活性化を図るため、関係市町村との連携協力を進めていきます。

2 活力と賑わいを創る(産業振興・雇用)

次に、「活力と賑わいを創る」について申し上げます。

〈農林業の振興〉

近年における世界食料需給の変動や地球温暖化の進行、また、人口減少や農業農村の情勢変化を踏まえ、昨年5月に我が国農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が約四半世紀ぶりに改正され、法の柱となる理念のひとつであった「食料の安定供給の確保」が「食料安全保障の確保」へ改められ、より強い生産基盤の確立が進められる中、食料自給率が高い北海道の農業・農村は、これまで以上に国民の生活安定や経済の健全な発展を目的とした新たな食料システムの構築において重要な役割を担うことが期待されています。

酪農王国北海道の一員として、その一端を担う本町においても、昨今の牧草生育期の天候不順による品質及び収量への影響を始め、原油価格や配合飼料価格の高止まり、人口減少の進行に伴う担い手の減少や不足による労働力及び生産性維持確保への対応など、厳しさが一層増していく中であっても、環境の変化に対応し得る酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るため、広大な土地資源を活かした飼料の安定生産により飼料自給率を高水準に保ち、飼料生産基盤に立脚した経営の確立と環境保全型・地域循環型生産構造の構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めていくことが重要だと考えます。

問寒別地区においては農地の換地及び改良等を行うことにより産地収益力の向上を図るため、「国営農地再編整備事業」を推進します。

道営畑地帯総合整備事業により整備された農業用水道施設の供用開始に向け、「上幌延開進地区農業用水道施設改修事業」により給水管及び配水池を、「問寒別地区農業用水道施設改修事業」により給配水管等の整備を進めます。また、並行して農業用水道の簡易水道への移管統合に向け、各地区の利用組合が保有する営農用水関連資産等の調査及び条例改正など所要の手続きを進めます。

農業用排水路及び農地の機能回復等を図る幌延地区国営総合農地

防災事業の円滑な推進に向け、国等の関係機関への協力要請等を継続します。

耕作放棄地の発生防止及び農業や農村が有する多面的機能の維持増進を図るため、「中山間地域等直接支払事業」及び「多面的機能支払事業」を推進します。

「草地生産性向上対策事業」により、草地の改良や更新に係る牧草種子の購入費用に対し支援することで、草地型酪農及び肉用牛生産を推進し、自給粗飼料の生産・利用拡大を図ります。

町営牧場については、酪農家からの預託頭数が減少傾向にありますが、酪農経営における省力化、軽労化及び低コスト化や乳牛育成において重要な役割を担う施設との認識のもと、適切な飼育管理体制の確保に努めつつ、今後のあり方についても並行して検討を進めます。

「乳牛検定組合補助事業」及び「生乳成分検査事業」により、乳質改善及び品質担保を図ります。

「強い農業・担い手づくり支援事業」により、生産施設の補修及び機械装置の更新に対して支援することで、継続的営農を見据えた生産基盤の再整備、環境に配慮した持続可能な生乳及び肉用牛生産体制の確保を図ります。

農業経営者の減少が進む中にも地域における生乳生産量の維持確保に努めるとともに、家族経営での営農が困難になりつつある経営体への対応や地域農業の担い手の確保・育成などの課題解決策の一つとして、農業法人の設立等について農協と情報共有のもと検討を進めます。

「農業支援員活動事業」により、酪農担い手育成センターとの連携のもと地域おこし協力隊制度を活用し、新規就農に加え、雇用就農などの農業関連人材の確保・育成に努めます。

「農業経営継承奨励事業」により、後継者への円滑な経営継承を図るとともに、後継者の早期かつ主体的な経営参画を促し、経営基盤の強化と地域農業の持続的発展を図ります。

「酪農ヘルパー補助事業」により、労働負担の軽減と生産コストの削減などを図り、経営体質の強化とゆとりある農業経営を推進します。

「家畜伝染病救済対策事業」により、牛サルモネラ症等の家畜伝染病

発生農場に対する防疫作業等に必要な費用について支援することで、生産体制の早期回復及び経済的損失の緩和を図ります。

有害鳥獣による被害防止対策として、「有害鳥獣捕獲担い手育成支援事業」により従事者の確保に努めます。

森林が有する地球温暖化抑制、災害の未然防止・国土保全、水源涵養、保健・保養などの多面的機能の重要性が改めて見直され、適切な森林整備等を進めていくことは国土や国民の命を守ることにつながることから、町では「町有林整備事業」及び「豊かな森づくり推進事業」により、森林資源の循環利用や森林機能増進を図ります。

森林環境譲与税基金を活用し「民有林整備支援事業」、「森林整備促進事業」により、更なる民有林の整備促進を図ることに加え、「新生児誕生記念木製品贈呈事業」により、町民が町内産木製品に触れ合う機会を通じて木材や木の文化への親しみを深めるほか、「町産ミズナラ樽活用事業」を通じて本町における地域材の特色ある利活用施策についてPRを図ります。また、カーボンニュートラルの推進や森林資源の活用に資するJクレジット創出プロジェクトへの参加について検討を進めます。

＜商工業の活性化＞

商工業は、人口減少や地元購買力の町外流出増加、また、原油価格高騰等による物価高騰の影響により、商工業経営は依然、厳しい状況が続いています。加えて、経営者の高齢化や後継者不足により事業の承継や経営の存続が危ぶまれる状況にあるほか、技術者や従業員の確保、事業者の経営力強化を目指した経営発達及び事業継続への支援が喫緊の課題となっていることから、商工会と連携のもと、商工業者の経営力強化や事業継続、従業員の確保・育成を包括的に支援することに加え、地域おこし協力隊制度を活用した担い手の確保及び人手不足の緩和に努めます。

また、地域経済の活性化を目的とした「地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業」や「商工業応援スタンプラリー事業」への支援を通じて町内消費を喚起し、地域経済の循環促進を図ります。

商工業者に対する各種支援制度については、内容を見直したうえで、

支援を継続します。「商工業等振興促進事業」により、店舗の新築や改修など事業の用に供する施設に関する整備費用への支援、「商工業経営基盤強化支援事業」により、経営基盤の強化につながる設備投資への支援、「商工業人材育成促進事業」及び「雇用支援事業」により、企業人材の確保や育成への支援、「商工業経営支援資金利子補給事業」により、コロナ対策資金に係る借入利子低減への支援等、これら施策を包括的に運用することにより経営基盤の強化や活力ある地場企業の育成及び振興を図ります。

また、喫緊の課題である事業承継については、町内で商工業を営む個人又は法人を対象とした「商工業事業承継奨励事業」の継続実施に加え、新規開業の促進及び事業承継の円滑化を目的とした「新規開業スタートアップ支援事業」の創設により、地域経済規模の維持・確保に努めます。

また、「まちづくり事業」により、地場企業等が行う新たな取組や起業への支援、「協働のまちづくり活動支援事業」により、地域ぐるみでの特産品創出に向けた取組等の推進に努めます。

「ふるさと応援推進事業」については、返礼品の充実を図りつつ、まちの特産品PR及びふるさと納税増収に努めます。

〈観光・交流人口の拡大〉

町では、観光振興を通じてまちが潤い、元気になることなどを基本理念とする幌延町地域振興(観光)計画に沿って、観光資源の定着やまちの賑わい創出を推進しています。

名林公園まつりをはじめとした交流人口拡大に資するイベントへの支援を継続するほか、包括連携協定を締結する株式会社北加伊道との協働や地域おこし協力隊制度の活用により、観光振興施策の推進を図り、イベント内容の充実や観光施設の魅力向上に努めます。

特産品開発については、町産ミズナラ樽及びワイン用ブドウによる商品開発を引き続き包括連携協定を締結する北大天塩研究林及び曲イ(かねい)田中酒造株式会社並びに産学関連機関・企業との連携のもと進める他、蕎麦及び羊肉などの地域資源を活用した特産品の創出についても町内関係機関及び関係者との連携を図りつつ取組を推進することに加え、

これら資源の商品化や食関連イベントへの出展等を通じて本町のPRに努めます。

〈新産業の創出と企業誘致の推進〉

深地層の研究については、日本原子力研究開発機構が「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」に基づき推進しており、令和5年度から開始された深度500メートル調査坑道の整備に向けた掘削工事が完了する見込みであり、アジア地域の地層処分に係る国際研究開発拠点として、幌延深地層研究センター地下施設を活用した先進的な安全評価技術や工学技術に関する研究が進められます。町としては、「三者協定」、「深地層の研究の推進に関する条例」を踏まえたうえで、幌延での研究成果が国内はもとより広く世界に向けて最大化され、次世代を担う国内外の技術者育成に寄与されるよう、研究の推進に協力し支援していきます。

また、幌延の地下研究施設は最終処分場としない場所で技術を磨く「ジェネリック地下研究施設」であることや、研究の目的及び成果など地層処分にに関する知識の普及を目的とした周知広報について、関連情報の収集に努めつつ、広報誌等への記事掲載、おもしろ科学館等のイベント開催等を通じて継続的に支援します。あわせて、関連する調査・研究事業についても協定や条例の趣旨を踏まえ、誘致又は受入れを推進します。

幌延地圏環境研究所については、第3期長期研究計画の5年度目を迎え、地中でバイオメタンを生成する技術の実用化研究とヨウ素など有用資源の探索に重点的に取り組むことにより、更なる研究成果が期待されますので、引き続き研究の推進を支援します。

再生可能エネルギーについては、道北地域における有用な資源である風力エネルギーを活用するため、風力発電事業等への協力を通じ、地域における環境保全や温室効果ガス抑制など脱炭素社会推進への貢献を図っていきます。

企業誘致については、これまでも事業所等の新設に係る費用支援を目的とした「企業立地促進奨励事業」や各種商工業振興施策等との包括的な情報発信に努めており、今後も有益な情報を提供し、企業の立地を推進します。

3 健やかな暮らしを共に支える(保健・福祉・医療)

次に、「健やかな暮らしを共にささえる」について申し上げます。

<健康づくりの推進と医療体制の確保>

国は、令和6年度から「健康日本21(第三次)」において、「誰一人取り残さない健康づくり」と「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置き、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取組を進めています。こうした中、町では国や北海道の動向を踏まえ、今年3月に健康増進法に基づく「幌延町健康増進計画」と食育基本法に基づく「幌延町食育推進計画」及び自殺対策基本法に基づく「幌延町自殺対策計画」を包含した「幌延町健康づくり計画」を策定し、町民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進していきます。

母子保健事業では、妊娠・出産から子育てまで母と子の健康を確保できるよう、産後1年以内の母子の心身ケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」のほか、妊産婦健康診査や新生児の聴覚検査に対する助成事業を継続していきます。不妊・不育症治療費については、治療費の他に治療に係る交通費や宿泊費への一部助成や特定不妊治療と併用して実施した先進不妊治療についても費用の一部助成を継続していきます。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を進めていきます。

疾病予防対策として、住民が健康に関する正しい知識を持ち、日常の運動や食生活などの生活習慣を改善していけるようサポートするとともに、感染症に対する予防のため各種予防接種費用の助成を継続し、予防接種が適切な時期に安心して受けられるよう努めます。

住民の自主的な健康づくり活動を進めるため、運動習慣の定着を目的とした運動教室や、健康的な食習慣を推進するための料理教室を実施するほか、「いきいきブルピーポイント事業」を推進します。

住民が安心して暮らせるよう、初期医療と24時間救急医療体制の確保に努め、消防機関や2次・3次医療機関、保健・介護機関との連携を促進

するとともに、診療所スタッフの安定確保や医療施設の維持に努めます。

また、災害時における迅速な医療の提供を図るため、関係機関との連携を密にし、医療資機材の確保や装備強化など、災害に対応できる医療体制の整備について、検討を進めます。

歯科診療所については、老朽化した医療機械器具の更新を計画的に進め、治療体制の充実を図ります。

＜地域福祉と高齢化に対応したまちづくり＞

高齢者が様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けられるよう、包括的に支援する「地域共生社会」の実現が求められています。

独り暮らしの高齢者等が地域で自立した生活ができるよう、「高齢者等交通費助成事業」と「高齢者生活支援事業」を継続実施するとともに、町内外の関係機関と連携して各種介護サービスや福祉有償運送サービスの提供を行います。

独居高齢者の安否確認や安全を守るため、緊急通報システムの設置や安心バトンの配置を引き続き行うとともに、民生委員や民間事業者の方々と連携を図りながら、地域で高齢者を見守る活動を推進していきます。

認知症などにより判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見支援センターと連携し市民後見人へのフォローアップと住民への普及啓発や相談対応、申立等の支援に努めていきます。

介護保険事業は、令和6年度から8年度までを期間とする「第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、自立支援・介護予防・重度化防止の取組を推進するとともに、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の推進等を重点課題に掲げ、各種取組を推進していきます。

また、介護保険被保険者となりながらも一度も介護認定を受けていない90歳以上の高齢者を「町の介護予防の実現者」として表彰していきます。

介護予防のために高齢者の心身・生活状況の把握や相談支援に努めるとともに、作業療法士等を活用した閉じこもり予防のための「にこにこ教室」や、運動・口腔機能の向上を図る「はつらつ教室」を継続します。

また、今年度からの新たな取組として、生活支援コーディネーターが、地域に貢献したい思いのあるアクティブシニアに有償ボランティアを担ってもらい、身寄りのない高齢者や高齢夫婦世帯など、生活支援を必要とする方々とのマッチングを行います。支え合いの仕組みをつくり、暮らし慣れた場所で高齢者が安心して暮らし続けられるように、地域の高齢者の生活支援を行っていきます。

施設介護の中心的施設である特別養護老人ホーム「こざくら荘」は、収支不均衡が続いていますので、運営法人に経営努力を求めるとともに、運営費の一部に対し補助します。

不足する介護職人材の確保のため、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加盟を継続し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金の支援を行います。

〈結婚・出産・子育て支援の充実〉

子育てにおける負担感の増大や保育ニーズの拡大など、社会環境の変化により地域全体で子育て家庭を支え、子どもを健やかに育む環境づくりが求められており、子育て支援施策は、今年3月に「第3期幌延町子ども・子育てプラン」を策定し、計画に沿って総合的かつ効果的に推進します。

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦の健康相談や母子保健事業など、妊娠期から出産・子育てまで、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体とした「出産・子育て応援事業」や出産祝金及び養育手当支給事業を継続します。また、子育て支援センターを中心に、子育てに関する情報提供や交流の場の提供などを行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

認定こども園や問寒別へき地保育所の運営体制を維持するとともに、研修により職員の資質向上を図り、安心安全な保育サービスの提供に努めます。また、言語や運動、リズム感等の習得能力が高いと言われている幼児期に、様々な経験を積み重ねられるよう、英語教育、自然体験学習、リズム教育などを継続実施するとともに、育まれてきたことが、小学校での生活や学習に円滑に接続されるよう、小学校との連携を図っていきます。

また、近年の夏季期間の高温に備え、体温調整の未熟な乳幼児を預かる認定こども園や問寒別へき地保育所への空調設備の設置工事を進めていきます。

放課後児童保育は、スタッフの確保に努めるとともに保護者と連携して安定的な運営を図ります。

また、高校生までの「子ども医療給付費事業」や「奨学資金貸付制度」などにより、子育て期の医療や教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

〈障がい者福祉の充実〉

障がい者福祉については、令和6年度から8年度までを期間とする「幌延町障がい者総合支援計画」に基づき、支援やサービス確保への取組を進めます。

障がい者やその家族が安心して生活できるよう、自立支援制度の普及啓発と相談支援体制を維持するとともに、在宅生活者の移動支援に資する「高齢者等交通費助成事業」を継続するなど、障がいの状態や家庭、住宅などの状況に応じたサービスを提供していきます。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題や整備について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化と、地域の実情に応じた体制整備を図るため、町内の福祉施設関係者や障がい者又は障がい者等の家族などにより組織される「幌延町障がい者総合支援協議会」を今年度立ち上げ、障がい者の日常生活や社会生活を支援するための具体的な施策を協議し、地域における障がい者支援のための社会資源を検証し、新たなサービスの開発や既存サービスの改善に取り組んでいきます。

幌延町・天塩町・遠別町の3町で共同設置している子ども発達支援センターが安定的に運営され、利用者へのサービスが継続されるよう、2町と連携を図っていきます。

心身障がい者等が治療や検査を受ける場合や、自立支援や発達支援のために道内の専門医療機関等へ通院又は通所する場合に、障がい者

等の経済的負担軽減を図るため、費用の一部助成を継続します。

知的障がい者の暮らしの場、生活支援の場となる幌延町立北星園やグループホームについては、指定管理者である社会福祉法人との協定に基づき、業務が適切に管理運営されるよう努めます。

〈社会保障の充実〉

低所得者の自立を図るため、関係機関と連携して生活困窮状態への支援や、生活保護世帯の生活安定と自立に向けた相談・支援に努めます。また、高齢者世帯等の低所得者世帯に対し、灯油価格高騰時の暖房用燃料購入費の一部助成を行う「冬の生活応援事業」を継続します。

国民健康保険事業は平成30年度に都道府県単位化が図られ、北海道が国保運営における中心的な役割を担っており、令和12年度を目途に、全道の保険料負担の平準化が進められていく予定となっていますので、これに伴い加入世帯の負担が激変しないよう考慮しながら、健全な運営に努めます。

4 生きる力と文化を育む(教育・文化)

次に、「生きる力と文化を育む」について申し上げます。

幌延教育の発展に向けて、幌延町の子どもたちや地域住民の「学びの権利の保障」を最上位目標に据え、幌延の子どもたちがこれからの予測困難な時代を乗り越え、持続可能な社会の創り手となるよう、自分で考え、他者と対話し、まわりの力を活用しながら判断し、決定して、行動する力を育成するなどの教育を推進します。

学校教育では、これまで取り組んできた「小中一貫教育」や「学力・体力の向上」、「いじめ防止」、「学校における働き方改革」、「ICT環境の充実や遠隔授業の推進」等を、引き続き推進するほか、地域の活性化にもつながる「地学協働体制の構築」を推進するなど、本町の特性を活かした教育の充実に力を注いでいきます。

特に、小中一貫教育については、義務教育学校の令和10年度開校を目指し、「幌延中学校区小中一貫教育検討部会」を中心に、子どもたちや保護者、地域住民の声を存分に取り入れて作成した基本設計を基に、開校準備を積極的に進めていきます。そうした上で、子どもたちの自律の確立と他者の尊重、多様な人々との協働をとおして学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備に努めます。

社会教育では、地域住民が生涯をとおして豊かに学び、生きがいを実感できるよう、幼児から成年、高齢者まで、それぞれの年代に応じた学びの機会や学習成果の発表の場を提供するなど、社会教育の活動への支援や環境づくりに努めます。

施設の改修等については、今年度は、教員住宅建設工事、問寒別小学校屋外遊具の新設、教員住宅屋根及び外壁の塗装補修、スクールバスの更新、総合体育館トレーニング機器の更新を進めます。

私は、幌延町教育委員会の教育行政執行方針を尊重し、地域社会が持続的に発展できるよう、学校と地域が協働して、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより、地域創造の原動力となる教育施策を推進していきます。

5 豊かな自然と安全を守る(環境保全・生活環境)

次に、「豊かな自然と安全を守る」について申し上げます。

〈道路・公共交通の整備〉

産業経済活動の拡大や生活行動の広域化、地域間交流の活発化などにより、道路網は「人・モノ・情報」の移動を支えるうえでより重要で必要不可欠な社会基盤となっており、道路インフラの整備促進は地域住民にとって喫緊の課題である一方、昭和から平成にかけて整備された社会基盤の老朽化が進んでおり、安全確保に向けた点検と補修による長寿命化についても並行して計画的に進める必要があります。

北海道縦貫自動車道整備に伴う名寄・稚内間における規格の高い道路整備については、「中川～天塩」間における計画段階評価のプロセスとして各種検討がされていることから、関係団体と連携のもと、引き続き新規事業化に向けた要請活動を実施します。

国道40号の整備は、令和5年度に天塩防災事業の幌延インターチェンジ南口から幌延インターチェンジ橋までの区間が供用開始となり、幌延町内における本事業の全てが完了したところですが、引き続き天塩町内の区間についても、早期事業完了に向け要請活動を継続します。

道道整備については、稚内幌延線の幌延郵便局前交差点から幌延小学校付近交差点までの道路改良工事が完了見込みですが、道道における車両及び歩行者の安全通行に資する道路整備の促進について、北海道に対し引き続き要請します。

本町におけるインフラの整備及び維持管理については、建設業界における担い手不足及び若手技術者や技能労働者の確保・育成を目的とした「働き方改革」に資する週休2日制の確保・推進を図り、また、軟弱地盤区域での工事施工が及ぼす周辺環境への影響等へ充分配慮しつつ推進します。

町道整備については、令和5年度に着手した幌延北進線及び令和4年度に着手した3条仲通線の道路改良工事を実施します。また、昨年9月の大雨により損傷した上幌北進線外3路線の復旧工事を実施します。

橋梁整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき大礼橋外4橋の補修工事及び最上橋外2橋の補修に係る設計を実施します。

道路維持補修については、損傷度合を適宜調査・確認のうえ、オーバーレイ、舗装の打ち換え及び横断管の改修等を実施します。また、昨年度に引き続き林道北幌延線路盤改良、林道雄興問寒別線舗装補修等を実施することにより、適切かつ計画的に町道及び林道の維持管理を行いつつ、道路交通の安全確保に努めます。

昨年度に引き続き老朽化が進む道路センター車庫の補修工事を進め、同様に老朽化が進む問寒別除雪センターの補修に向けた設計に着手します。

鉄道については、JR北海道が宗谷本線の名寄・稚内間を「当社単独では維持することが困難な線区」と公表して以来、鉄路は道北地域における重要インフラとの認識のもと、持続的に維持していくための仕組みづくりに取り組んでいます。沿線自治体などで構成する宗谷本線活性化推進協議会では、利用促進や経費節減等の事業計画(アクションプラン)を推進してきたところですが、昨年度に引き続き関係者が一体となって利用促進等に取り組むことで、令和8年度の「事業の抜本的な改善方策の確実な取りまとめ」につなげることをとしています。町としても鉄道利用の促進に資するイベントの実施・協力、環境整備などの取組に加え、地域における公共交通手段確保や鉄道系資産活用の観点から、無人駅3駅については当面は町が管理人件費と駅舎等の維持管理費を負担することにより、存続を図ることとしています。

住民の生活交通対策については、「地域公共交通活性化基金」を活用し、バス路線の維持に係る補助を継続して生活交通路線等の確保を図るほか、昨年3月に策定した「地域公共交通計画」に基づき実施した地域デマンド交通実証運行の結果を踏まえ、持続的な地域公共交通体系の構築に向けて、生活圈域交通の維持及び利便性向上を図るとともに人材確保等体制整備に努めます。また、高齢者等の交通弱者や自動車運転免許返納者の日常生活における利便性向上を目的とした、ハイヤー利用運賃等助成制度については、連携する地域デマンド交通実証運行を踏まえ、居住地域や世帯区分に応じ、チケット配布枚数を平均5割程度増やすと

ともに、世帯単位でのチケット利用を可能とするファミリーチケット制の導入により、交通弱者等への支援の充実を図ります。

＜住宅・公園・緑地・水辺の整備＞

公営住宅の機能維持を目的とした長寿命化改修を順次進め、今年度は「公営住宅長寿命化改修事業」により、宮園団地2号棟の屋上防水及び内外壁などの補修を実施します。

名林公園の保全については、専門家による樹木診断を継続的に実施し、その結果を踏まえ、適宜、伐採など適切な処置を講じます。また、老朽化が進むふるさとの森森林公園木製複合遊具の補修を実施します。

水辺・河川の整備については、幌延市街地区三日月湖周辺の利活用により新たな人の流れと賑わいを創出するため、「幌延町かわまちづくり計画」を策定します。

＜上水道・下水道の整備＞

簡易水道については、老朽化が進む施設や機器の更新を計画的に進め水道水の水質保全と安定供給に努めます。今年度は、3条仲通線及び道道稚内幌延線の配水管布設替えを実施します。また、問寒別市街地区浄水場整備に係る建設等工事及び導水管布設工事を実施します。

公共下水道については、整備以来25年以上経過し、老朽化が著しい下水道管理センターの汚水ポンプを更新します。また、今年度新築を予定する教職員住宅に接続する汚水柵を整備するほか、3条仲通線の管路新設に伴う既設下水道管の残置工事を実施します。

また、簡易水道及び下水道事業会計の運用にあたっては、経営及び財務マネジメントについて専門的知見からの包括的支援を受けつつ円滑かつ適正な運用に努めます。

＜環境衛生の向上＞

地球規模での廃棄物の増加と質の多様化による環境破壊が深刻化しており、地球温暖化や海洋汚染等が世界的な問題となっています。また、国内の一般廃棄物最終処分場の残余年数が減少傾向にあり、持続可能な循環型社会形成に向けた取り組みが急務となっています。

西天北五町が現在使用している最終処分場の残余年数を延ばして、今後の費用負担軽減を図っていくため、廃棄物の発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)に重点を置いたうえで、再生利用(リサイクル)とともに3R(スリーアール)に関する取り組みを、西天北五町衛生施設組合と連携して推進していきます。また、西天北五町の有害鳥獣捕獲頭数が年々増加傾向にあり、処理をしている西天北五町衛生施設組合の焼却炉の処理能力を超える見込みであることから、構成町の応分負担により焼却炉を更新・整備し、被害等の未然防止に努め、生活環境の安全を図ります。

幌延町ゼロカーボンシティ宣言に基づき、2050年までに幌延町の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すため、「地球温暖化対策実行計画」を策定します。

＜消防・防災・減災体制の強化＞

住民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の整備を進めます。

今年度は、昨年度からの継続事業である問寒別分遣所の小型動力ポンプ付き積載車の更新を進めます。また、被災現場などでの救助活動を円滑に行うための機材として、バッテリー対応のレスキューツールを購入します。なお、消防の車両や資機材等については、機能維持が図られるよう計画的に更新していきます。

防災対策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方により、住民の自助や共助意識を高める防災教育、住民の避難に関することなど、平時における市町村の役割が増しています。風水害や土砂災害、地震、長時間停電など、突発災害への対応力を備えることが町としての重要課題であることから、今後は令和7年1月に策定した「水害タイムライン」などを基に、防災意識を高める取組や防災教育を推進します。また、水害や感染症、避難所に対応するための備蓄の増強及び備蓄品の管理方法等について検討を進めます。

＜防犯対策の推進＞

全国各地で被害があとを絶たない特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件から、住民の皆様を守るため、天塩警察署との連携を密にし、防犯ステー

ションや見守り活動を促進するとともに、犯罪抑止効果の高い録音機能付き電話機購入代金の一部助成を行う「特殊詐欺等防止対策機器導入費補助事業」を継続します。

□ む す び

「ポロヌプ」に開拓の鍬がおろされてから126年。

鬱蒼たる樹林に覆われた北の大地を拓いた先人たちの労苦は筆舌に尽くし難く、前人未踏の地に踏み込む勇気と旺盛な行動力を持った開拓者魂、そして、どんな労苦や困難にも挫けない不撓不屈の精神によって幌延町の礎が築かれ、私たちは今日の繁栄を享受しています。

私たちは、北緯45度の厳しい風雪に耐え、幾多の苦難を乗り越えて、今日の「ほろのべ」を築いてこられた偉大な先人に学び、感謝するとともに、その意志を受け継ぐべき者たちとして、「開拓者魂」と「不撓不屈の精神」をもって様々な課題に立ち向かい、「ほろのべ」の二世紀目を切り拓き、築いていかなければなりません。

みなさん！ 幌延町の未来創造に向かって、力を結集し歩みを進めようではありませんか！

ここに、住民ならびに議員の皆様の、深甚なる御理解と御協力をお願い申し上げます、令和7年度町政執行方針といたします。